

小規模特認校・坂小学校で学びませんか



～自然環境にめぐまれた学校生活で、伸びやかな人間性を育む～

小規模特認校制度とは 三島市に住所があれば、学区に関係なく坂小学校に通学できる制度。現在、9人の児童が制度を利用して坂小学校で学んでいます。

坂小学校とは 箱根西麓に位置する児童数80人の学校です。小規模校の特長を生かし、きめ細かな指導・支援を行っています。異年齢間の交流も盛んです。

①外国語活動の充実

外国語活動特例校に認定され、1・2年生は隔週1時間、3・4年生は週1時間と、低学年から外国語活動に取り組んでいます。

②豊富な農事体験をもとにした体験学習の推進

地域の皆さんの協力を得て、さまざまな農作物を育て自然と触れ合い、収穫した野菜は坂小野菜として、高学年の児童が広報し、販売を行っています。

③健康教育の推進

「体カアップ」「健康教育の推進」を継続して行い、平成25年度には実績が評価され、文部科学省から「学校体育優良校」として全国表彰を受けています。

④盛んな交流活動

一昨年度から4・5年生による福島県猪苗代町翁島小学校との交流事業を行い、隔年で互いの学校を訪れ交流しています。また近隣の坂幼稚園と、行事や体験を通して交流を深めています。

転・入学の条件 ▶卒業まで通学可能であること▶通学方法や通学の安全確保に保護者が責任を持つこと▶坂小学校の教育活動・PTA活動に賛同し協力できること▶通常学級のカリキュラムのもとで学ぶこと▶卒業後は原則、居住地の中学校に進学すること

【学校見学・説明会にお越しください】

とき 11月16日(水)午前10時25分～午後0時5分
ところ 坂小学校（職員玄関受付まで）
※駐車場は坂公民館駐車場をご利用ください

問合せ 学校教育課（☎983-2670）、坂小学校（☎971-1231）



～環境リーダー研修活動報告～ 富士山について学んだ小・中学生の感想

市では、環境について考え、行動するきっかけをつくるため環境リーダーの育成を進めています。本年度は小・中学生を対象に世界文化遺産の富士山について学ぶ体験学習を行いました。

●小学生環境探偵団

市内小学生の団員35人が、富士山・富士宮口五合目から六合目を目指し、富士山の保全活動を行っているガイドの人と散策をしました。普段とは全く違う自然環境に触れた団員は、標高が2,400～2,500mあり、三島より気温が低いことを肌で感じました。



▲真剣に説明を聞きます

遠くから見るだけではわからない富士山の自然を間近で体感する貴重な経験になりました。

●中学生環境リーダー研修

市内中学生の研修生29人が、2泊3日の日程で富士山五合目の自然観察やふじさんミュージアムの見学、また、植樹体験などを通して、富士山の歴史や文化、自然環境などについて学びました。その成果として、自分たちの環境に関する取り組みを宣言する、「環境行動宣言」をまとめ、発表しました。

研修生の感想

- ▶富士山信仰の歴史や富士山の成り立ちの伝説など、初めて学ぶものが多く、興味深かった。
- ▶ただ富士山の景色を見るだけでなく、葉の香りをかいだり、鳥の声を聞いたり、木の形をよく見たり、コケの感触を感じたりと、富士山の自然について楽しく知ることができた。

問合せ 環境政策課（☎983-2647）

皆さんの意見をお聞かせください

パブリック・コメントを募集します

●三島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の改正について

内容 中高層建築物の建築計画の説明について、説明会の開催を義務付けるなどの改正を行うもの

応募 9月20日(火)～10月20日(木)に都市計画課(〒411-8666 北田町4-47、FAX 973-7241、toshikei@city.mishima.shizuoka.jp)

問合せ 都市計画課 (☎ 983-2631)

●三島市散骨場の経営の許可等に関する条例案

内容 市における散骨場の経営許可などの基準について必要な事項を定めることにより、散骨場経営の適正を図り、公衆衛生の向上、生活環境の保全、そのほか公共の福祉に寄与することを目的とするもの

応募 9月20日(火)～10月20日(木)に水と緑の課(〒411-8666 北田町4-47、FAX 973-7241、mizutomid

ori@city.mishima.shizuoka.jp)

問合せ 水と緑の課 (☎ 983-2643)

パブリック・コメント制度

市が基本的な政策などを策定する場合、広くその案に対する意見を聞き、それを考慮して最終的な案を決定します。その際に、その意見に対する行政の考え方を併せて公表する制度です。

※各資料は市ホームページ、各担当課、市役所情報公開コーナー、生涯学習センター、各市立公民館などで閲覧可

問合せ 行政課 (☎ 983-2615)

普通財産(土地)の売り払い

市の保有地を売り払います

市が保有している土地を一般競争入札により売り払います。

対象物件 東大場一丁目33番1(宅地)、東大場一丁目33番2(宅地) ※対象となる土地の売り払いは、2筆合計

実測面積 1,364.26㎡(市街化調整区域、東大場地区計画区域)

注意事項 ▶対象の土地は、東大場地区計画区域のうち利便地区に該当するため、一般住宅などの建築

はできません。▶幼稚園・保育園・診療所・社会福祉施設・子育て支援施設・店舗などが建築可能です。ただし、その場合でも建築制限を受けることがあります。▶詳細は、都市計画課で確認ください。申込期間中、管財課で「入札心得書(普通財産の一般競争入札による売却実施要領)」を配布しています。

申込み 10月5日(水)までに、管財課(〒411-8666 北田町4-47)

問合せ 管財課 (☎ 983-2623)

民間事業者のノウハウを生かし、より使いやすい駐車場に

三島駅北口の駐車場に指定管理者制度を導入します

指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを生かし、利用者の多様なニーズに応え、効率的な行政運営により経費節減を図ることを目的とするものです。

指定期間 10月1日(土)～平成33年3月31日(水)

施設名 三島駅北口広場送迎用一般車駐車場

指定管理者 タイムズ24(株)連合体

新たなサービス ▶クレジットカードや各種電子マネーによる料金支払い▶携帯電話やカーナビゲーションシステムによる満車・空車情報の発信

駐車料金 現行通り(最初の30分無料、30分～1時

間400円、その後30分ごとに200円を加算した額)

●入口のレイアウトを変更し、より入りやすい駐車場に

駐車場への入場をより円滑にするため、レイアウトの変更工事を行います。

工事期間 9月19日(月・祝)～30日(金)

問合せ 都市整備課 (☎ 983-2634)

